

電波法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果と御意見に対する考え方  
 (平成31年4月27日～令和元年5月31日意見募集)

別紙

提出件数 3件 (法人 1件、個人 2件)

(順不同)

No.	提出者	提出された意見	考え方	案の修正の有無
1	日本ヒューレット・パッカード株式会社	<p>昨年から今年にかけて多くの海外メーカーで802.11ax対応チップ搭載のアクセスポイント製品を販売しております。日本においても弊社のような海外メーカーを中心に、802.11ax対応チップ搭載のアクセスポイント製品を現行の技術基準適合証明に準拠した形で、具体的には802.11acまでにソフトウェア性能を制限し販売を開始しております。</p> <p>出荷済みの802.11ax対応アクセスポイント製品につきましては、本改正後に技術基準適合証明の審査を再度受けた上で、ソフトウェアの更新にて本改正への対応を検討しております。</p> <p>その際の対応につきまして、以下の質問とご意見をさせて頂きたく、ご検討頂ければ幸いです。</p> <p>1) 新たな技術基準適合証明を受けた場合、証明番号は新たに更新されるか否か</p> <p>2) 仮に更新となった場合、新たな技術基準適合証明番号が印字されたシールの物理貼付の必要性について</p> <p>質問の背景としましては、出荷済みの802.11ax対応アクセスポイント製品は法人顧客を中心に殆どのお客様が天井または天井裏に固定設置されております。</p> <p>本改正により、証明番号の更新および同番号が記載されたシールの物理貼付が必要となった場合、稼働中の機器に対する高所での貼付作業が必要となる為、現行制度範囲内の利用に留め電波の有効利用に向けた改正の恩恵を受けられず不利益が生ずることを懸念しております。</p>	<p>既に技術基準適合証明（以下「証明」という。）を受けている特定無線設備について改めて証明を受けた場合は、新たに付与される技術基準適合証明番号を表示することとなります。</p> <p>また、技術基準適合証明番号が変更された場合は、その印字を改める必要があると考えます。</p> <p>なお、工事設計認証については、当初、本制度整備により、今後認証される小電力データ通信システム等に係る工事設計についても新たに工事設計認証番号を付与するものとしていましたが、頂いた御意見を踏まえ、既に</p>	有

		<p>また、既存の802.11nや802.11ac対応製品については、別紙1の5.6GHz帯省電力データシステムの使用周波数帯拡張に伴う規定の見直しにより、対応を行うためのソフトウェアの更新と再度審査を受けた上で、144chの対応が可能となります。</p> <p>同様に天井に設置されているケースが大半で、また弊社においての台数は約数十万となります。証明番号の更新およびシールの物理貼付が必要となった場合には、上記と同様の懸念が予想されます。</p> <p>スマートフォンや小型の無線LAN機器は、証明番号の物理印字・貼付の代わりに電子化や別用紙で記載するやり方を行なっている場合もあると認識しています。</p> <p>今後も同様の改正が行われた場合、改正内容を既存製品に適用すべく技術基準適合証明の再審査・認可を受け、更新された証明番号の明示が必要となる場合には、ソフトウェア等で機器内部にて明示する対応が許容頂けるか併せてご確認頂ければ幸いです。</p>	<p>印字されている工事設計認証番号を引き続き使用できるように案を修正します（別添1 附則第5項を削除）。</p> <p>現時点で同様の改正は予定されていません。なお、表示方法については、見やすい箇所に付す、又は映像面に直ちに明瞭な状態で表示できることが必要です。</p>	
2	個人	<p>「5G（第5世代）」における「Wi-Fi（ワイアレスローカルエリアネットワーク）」が主流に成る構造では、「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「トランスポンダー（中継器）」でのポート通信に対応した「DFS（ダイナミックフレカンシーセレクション）」の「ファンクションコード（ソースコード及びチャンネルコード）」での「チャンネル（ch）」の数が足り無い構造と、私は思います。例えばですが、現在の「5G（第5世代）」における「DFS」の「チャンネル（ch）」の数では、「約10チャンネル程（約10ch程）」と思いますので、「5G（第5世代）」を高度にするので有れば、「約100チャンネル程（約100ch程）」が必要と、私は思います。具体的には、「MCA（マルチチャンネルアクセス）」に対し、「通信衛星回線（サテライトシステム）」における「DFS」の構造と、私は考えます。「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の導入により、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。要約すると、総務省</p>	<p>御意見として承り、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無

		側では、約10年前から研究開発での「5G（第5世代）」における「DFS」での「チャンネル（ch）」の数は、約10年前の以前に対し、「試験方法及び実験方法」から成る付加価値の高い「データ（数値）を「収集（コレクション）」して、「統計解析（プロバビリティーアナライズ）」で、「確率統計（プロバビリティースタティスティックス）」での「パーセント（%）」を「哲学及び算数」で、「分析（アナライザー）」している事が基本と思いますので、既に技術的な構造での手遅れと、私は考えます。総務省側では、「DFS」の「チャンネル（ch）」の数が足り無い構造では、手遅れだと思いますので、「6G（第6世代）」の課題として、「5G（第5世代）」に対し、「パラレル（並列的）」に進まして行く事が望ましいと、私は考えます。要するに、IoT機器を接続した状態では、「ストレージ（外部機器の情報保存）」の場合では、「フリーズ（動作中の停止）」し無い様に「送受信及び処理能力」の「容量（キャパシティー）」での「限界値（リミッター）」を設定するべきと、私は考えます。		
3	個人	ch144（中心周波数5720MHz）追加の件です。 陸上無線通信委員会報告（案）に対する意見募集の結果 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban12_04000248.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban12_04000248.html</a> の別紙（ <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000614298.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000614298.pdf</a> ）のNo.8の提出された意見の2つめに対する陸上無線通信委員会の考え方からは、「日本国内で、既に5GHz帯で運用中の無線端末（11a、11n、11ac）がch144を使う11axの無線LANアクセスポイントと、ch144で通信することができた場合、本制度整備によって、それは合法である」と理解できました。これは、とても望ましいと思いますが、今回の本制度整備の意見募集（ <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban12_04000252.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban12_04000252.html</a> ）対象の別添1から13の中の、どの部分において、上記の合法であることが確保されているのか、わかりやすく示していただけましたら助かります。	別添1：電波法施行規則の一部を改正する省令案（改正後の第6条第4項第4号（3））、無線設備規則の一部を改正する省令案（改正後の第49条の20第3号）及び別添2：周波数割当計画の一部を変更する告示案では、無線LANによるch144（5,710～5,730MHz）の使用を可能にするため、使用周波数帯の範囲を改めております。 本案の施行後、改正省令等に基づき工事設計認証を受けることにより、144chを使用することが可能になると考えます。	無

その他、明らかに案について全く言及しておらず、案と一切無関係と確実に判断されるものが1件ございました。